

## 平成 29 年度(第 12 期)事業報告書

(自平成 29 年 1 月 1 日 至平成 29 年 12 月 31 日)

今期、当法人の法定後見累計受任件数は 1000 件を超えた。100 人の会員で 1000 件を受任という設立当初の目的は一先ず達成されたことになる。

さらに当法人は第 7 期から昨期まで、法定後見の新規受任件数が每期百数十件という活動を続けてきた。これは関係各方面の当法人に対する信頼と、会員一人一人の活動の成果であると考えられる。

しかし、良質な後見業務の継続と安定した経営を目指す上においては、昨期までのような新規受任件数を維持したままでは、法人の組織体制改革等に支障を来すおそれがあった。

そこで今期から組織体制を強化していくため、新規受任件数を抑え、新たなる改革をスタートさせた一年であった。

### 一. 事業報告

#### 1. 後見推進委員会

- ① 今期の法定後見新規受任件数は 79 件で係属事件数は 646 件となった。法定後見の累積受任件数は 1003 件となった。任意後見の新規受任件数は 7 件、係属事件数は 81 件となった。
- ② 事例検討会ではグループワーク形式を取り入れ、少ない情報からどのような問題点があるかを検討し、改善策を探った。また全員で検討することで会員の考え方や方向性を統一する機会とした。
- ③ 研修会においては年間計画を作成し、後見業務に必要な知識の習得の場とした。  
また、不定期に研修会を公開セミナーとし、会員だけでなく、後見業務に関心のあ  
る一般市民の方が参加できる場とした。
- ④ 新規相談の対応においては、進捗状況と相談対応者を進捗シートにて管理し、サー  
ルスフォースと連動させる事によって、管理強化の体制ができた。
- ⑤ 会員の業務相談の場所として、定例会、研修会の後（第 2、第 4 水曜日）の月 2  
回、相談会を実施した。
- ⑥ 習志野市、鎌ヶ谷市から委嘱を受け、市民後見人養成講座の企画及び講師派遣を行  
った。

- ⑦ 法人と会員間の取り決め等を明文化するルールブック作成に着手した。
- ⑧ 後見業務において過誤事案が発生した。過誤が発生しないよう法人組織、業務の流れ等の見直しに着手した。

## 2. 業務監査委員会

- ① 後見会計室と連携を取り、統一感のある書類作成を行った。また、家庭裁判所の指定する並べ順に書類を整理し、管理・監督を受けやすい体制づくりに努めた。
- ② 後見会計室での財産管理業務について、財産管理委員会と連携の上、適正に財産管理がなされているか、主に預かり財産の保管状況について、定期的に自主点検作業を行った。
- ③ 会員が作成する書類の不備等に対し、適宜当該会員へは後見業務監査案件基本情報の監査所見欄に指摘をし、よくある問題については定例会等で周知を促した。
- ④ 家庭裁判所に提出する全書類及び、財産管理等委任契約の全件監査を実施した。
- ⑤ 法人後見担当者変更時において、財産管理上の引継ぎ及び、身上保護上の引継ぎを、法人ルールに従い実施した。

## 3. 財産管理委員会

- ① 法人後見としての後見業務の適正化及び継続性を徹底するため、法人として直接、財産管理業務を行うべく後見会計室を設置し、後見会計室が、担当会員と連携して、適切な財産管理業務を遂行した。
- ② 本人財産のうち高額な預貯金、権利証等については、引き続き当委員会が直接管理し、貸金庫に保管の上、厳重に管理する体制を維持継続した。
- ③ 保管財産に関する事務報告提出、後見監督人への監督報告等に対応するため、毎月及び臨時に、保管財産の引出し及び通帳記帳業務を行った。
- ④ 被後見人等の重要個人情報であるマイナンバーの管理保管体制を整備し、マイナンバー通知カードの厳重な管理を開始し、厳重に管理体制を図った。

## 4. 事務局

- ① 定例会を11回、理事会を13回開催した。
- ② 正会員の入会者は7名、29年度末会員数は64名となった。
- ③ 賛助会員数は個人が116名、法人・団体が19名、合計135名であった。
- ④ 「なのはな通信第5号」を発行した。
- ⑤ なのはなウェブサイトの管理業務を行った。

【別紙】

主な活動実績の推移

(単位：件)

	法定後見受任			任意後見・財産
	新規	終了	実数	管理契約受任実数
第7期	139	26	267	41
第8期	147	35	379	56
第9期	144	65	458	76
第10期	148	52	554	66
第11期	150	58	646	77
第12期	79	79	646	81
累 計				
	1003	357		

・会員動向

(単位：名)

	期首会員数	新規加入者	退会者	年度末会員数
正 会 員	60	7	3	64
後見担当会員	(51)			(53)
賛 助 会 員		135		135

※( )内は正会員中、後見担当会員数

賛助会員の会員期間は1月～12月の1年度毎。法人・団体含む。